

令和8年度
交通安全運動実施要領

瀬戸市交通安全推進協議会

1 運動の趣旨

一瞬にして平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち瀬戸市民の切なる願いです。しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人一人が、人命の尊重を最優先にして、交通安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要で、交通社会の主体である市民及び事業者の積極的な取組なくして真の交通安全は実現しません。

交通安全都市宣言を念頭に、市、警察、交通安全推進団体並びに市民が相互に連携を図りつつ、一体となって交通安全運動を推進し、交通事故のない瀬戸市の実現を目指します。

2 スローガン

ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～

〈サブスローガン〉

実践しよう 交通安全スリー^{エス}運動

※ スリー^{エス}S運動とは

交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した3つのキーワード「ストップ (Stop)」「スロー (Slow)」「スマート (Smart)」の頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的とした運動です。

① ストップ (Stop)

- ・ 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では、自転車もストップ
- ・ 横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・ 飲酒運転の根絶

② スロー (Slow)

- ・ 子供や高齢者を見かけたらスローな運転
- ・ 見通しが悪い交差点では徐行

③ スマート (Smart)

- ・ 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・ シートベルトの全席着用の徹底
- ・ 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転

3 取組重点事項

(1) 子供と高齢者の交通事故防止

子供自身に交通ルールの順守と交通マナーの実施を徹底させるとともに、家庭内において適切な指導ができるよう、保護者の交通安全意識の向上を図ります。

また、交通事故死者数の半数以上を占める高齢者の事故を防止するため、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対して、高齢者の特徴の周知及び高齢者への配慮意識の向上を図ります。

(2) 歩行者・自転車の交通事故防止

歩行者と運転者がお互いを尊重し、あたたかい思いやりの輪が広がるように、歩行者、運転者双方の交通安全意識の向上を図ります。

また、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した正しい自転車の乗り方に関する知識の普及に努めます。

(3) 交通ルールと運転モラルの遵守

事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知する等、各種啓発活動等を推進し、交差点事故防止のための交通安全知識の普及や、交通安全意識の向上を図ります。

(4) 悪質・危険運転の根絶

飲酒運転の悪質性や責任の重大性に加え、「ながらスマホ運転」「あおり運転」の危険性と、それらの運転が引き起こす交通事故の悲惨さ等を市民意識に浸透させることにより、根絶に向けた気運を盛り上げます。

(5) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底

シートベルトは全ての座席における着用の徹底を図り、チャイルドシート着用の効果および正しい使用方法について理解を求めます。

4 運動の進め方

(1) 市、警察署、市教育委員会は相互に協力し、それぞれの関連する実施機関・団体と緊密な関係を保ち、運動の周知及び重点施策を積極的に推進します。

(2) 各連区自治会は、地域における運動の中心となって、関係する実施機関等と連携を保ち、交通安全意識がくまなく浸透するよう運動の効果的な推進に努めます。

(3) その他実施機関・団体は、それぞれの実態に沿った具体的な運動計画を立て、組織末端まで運動の趣旨の浸透を図るよう、併せて、市民の交通安全意識の高揚に役立つよう積極的な運動に努めます。

5 取組内容

(1) 家庭

- ・ 日常の生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
- ・ 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服や反射材用品を着用します。
- ・ 自転車乗用時には、ヘルメットを着用します。
- ・ 後部座席を含めた全ての座席でシートベルト、チャイルドシートを正しく着用します。
- ・ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

(2) 地域

- ・ 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- ・ 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
- ・ 反射材用品の普及やシートベルト着用キャンペーンを展開します。
- ・ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

(3) 学校、幼稚園、保育園等

- ・ 交通ルールやマナーの大切さを学びます。
- ・ 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を実施します。
- ・ 交通指導員や交通ボランティアと緊密に連携し情報交換をします。
- ・ P T Aや関係機関と連携して、通学路の点検を定期的実施します。

(4) 職場

- ・ 従業員に対して交通安全教育を実施します。
- ・ 職場全体で、道路利用者としての交通マナーの向上に努めます。
- ・ 全ての座席でシートベルトの正しい着用を徹底します。
- ・ 横断歩行者の保護を徹底します。
- ・ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

(5) 運転者

- ・ 子供と高齢者の行動特性を理解し、安全運転を徹底します。
- ・ 横断歩行者の保護を徹底します。

- ・ ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームの活用を推進します。
- ・ シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい着用を徹底します。
- ・ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- ・ 「ながらスマホ」・「あおり運転」は絶対にしません。

6 推進する事項

(1) 各季の交通安全運動

趣旨

広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ります。

○ 実施期間

- ・ 春の全国交通安全運動 期間：4月 6日(月) ～ 4月15日(水)
- ・ 夏の交通安全県民運動 期間：7月11日(土) ～ 7月20日(月)
- ・ 秋の全国交通安全運動 期間：9月21日(月) ～ 9月30日(水)
- ・ 年末の交通安全県民運動 期間：12月1日(火) ～ 12月10日(木)

○ 実施する主な啓発活動

- ・ 交通安全大監視活動(交通委員等の街頭活動、督励と広報巡回活動)
- ・ ながらスマホ運転根絶キャンペーン
- ・ シートベルト・チャイルドシートキャンペーン
- ・ 飲酒運転根絶キャンペーン(ライト・オン運動同時開催)
- ・ 交通安全啓発キャンペーン(春・秋のみ)

(2) 交通事故死ゼロの日

○ 趣旨

交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として設けられたもので、街頭監視活動等を展開するものです。

○ 実施日

毎月10日・20日・30日

○ 実施内容

- ・ 街頭活動の強化
- ・ 広報活動の強化

資料

交通安全都市宣言

(平成4年3月18日議決)

わたしたちのまちは、「せとものまち」として輝かしい歴史と伝統をもち、文化と産業の調和のなかで発展してきました。

しかしながら近年の交通情勢は、産業経済の成長を背景に大量交通時代をむかえ、交通事故の発生要因を拡大しています。

一瞬にして平和な家庭と暮らしを破壊する交通事故の絶滅は、市民共通の願いです。

よって、すべての市民が一丸となって交通安全の基本ルールとマナーを守り、交通事故のない安全で快適なまちづくりをめざし、ここに瀬戸市を「交通安全都市」とすることを宣言します。

平成4年4月15日

瀬戸市

○ 瀬戸市交通安全条例

平成13年6月29日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第4条の規定に基づき、本市における交通安全の確保に関する理念と施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の交通安全意識の高揚及び交通安全を確保するため、啓発活動、道路環境整備等の総合的な交通安全施策の実施に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施にあたっては、国、県、警察その他必要な関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)との緊密な連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常活動を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する飲酒運転の追放、公道上の放置車両の追放等の交通安全施策に協力しなければならない。

2 車両を使用する者(以下「車両使用者」という。)は、歩行者の安全を確保する等交通安全の確保に努めなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第5条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市長は、市民及び車両使用者の交通安全意識の高揚を図るため、地域、事業所、学校等における交通安全教育を推進するものとする。

(団体への助成等)

第7条 市長は、交通安全の推進に関する活動を行う団体がこの条例の目的達成のために行う地域における交通事故防止活動その他交通安全の確保に関する活動の促進を図るため、助成等の支援を行うことができる。

(情報の提供)

第8条 市長は、市民及び車両使用者に対し、交通安全に関する必要な情報の提供を積極的に行うものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第9条 市長は、交通死亡事故又は特定の区間若しくは地域に集中する交通事故(以下「交通死亡事故等」という。)が発生した場合は、現地調査を実施して総合的な交通事故防止対策を講ずるものとする。

2 市長は、交通死亡事故等が連続して発生し、今後も交通死亡事故等の発生が懸念されるときは、交通死亡事故等の防止対策を検討した上で、交通事故多発非常事態宣言を発令し、交通死亡事故等の発生の防止に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

○ 瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例

平成9年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、違法駐車等を防止することにより、道路が公共の施設として広く一般交通の用に供され、かつ、都市の美観を確保し、もって道路における交通の安全と円滑を図り、市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 違法駐車等 法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条若しくは第49条の2第3項の規定に違反して自動車等を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、違法駐車等の防止に関する啓発その他必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民(市内に住所を有しない者で市内において自動車等を運転する者を含む。)は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に使用する自動車等及び事業所を訪問する者の使用する自動車等のための駐車施設を確保すること等により事業活動に伴う違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(重点地域の指定等)

第6条 市長は、違法駐車等により市民の日常生活又は一般交通に支障が生じる地域であつて、次条に規定する措置を講ずる必要があると認める地域を、違法駐車等防止重点地域(以下「重点地域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、第9条に規定する瀬戸市違法駐車等防止推進協議会の意見を聴くとともに、瀬戸警察署長その他関係行政機関(以下「関係行政機関等」という。)と協議するものとする。

3 市長は、重点地域を指定したときは、その名称その他規則で定める事項を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点地域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点地域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(重点地域における措置)

第7条 市長は、重点地域を指定したときは、関係行政機関等と協議して、当該地域において、違法駐車等の防止に関して助言、啓発活動等の必要な措置を講ずるものとする。

(関係行政機関等に対する要請)

第8条 市長は、重点地域を指定したときは、関係行政機関等に対し、当該地域において、違法駐車等の取締りその他違法駐車等を防止するため必要な措置を市内の他の地域に優先して講ずるよう要請することができる。

(違法駐車等防止推進協議会の設置)

第9条 市長は、違法駐車等の防止推進について協議するため、瀬戸市違法駐車等防止推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第6条、第8条及び第9条の規定は、同年4月1日から施行する。

平成9年3月31日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例(平成9年瀬戸市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点地域の指定)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により違法駐車等防止重点地域(以下「重点地域」という。)を指定したときは、当該重点地域内に違法駐車等防止重点地域標示(別記様式)を路面表示するものとする。

2 条例第6条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 重点地域の区域
- (2) 重点地域の指定の効力発生年月日

(委員)

第3条 瀬戸市違法駐車等防止推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の代表者
- (2) 交通安全関係団体の代表者
- (3) 自治会の代表者
- (4) 商工業関係団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもつて充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市長直轄組織防災安全課において処理する。

(平11規則1・平14規則5・平18規則7・平26規則3・令6規則42・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第1号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第5号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月20日規則第42号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

違法駐車等防止重点地域標示

駐禁重点地域



備考 文字及び図柄は白色、枠線及び斜線は赤色、地色は青色とする。

○ 瀬戸市交通安全推進協議会会則

第1条 瀬戸市内における交通秩序を確立し、交通の安全を期するため、瀬戸市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 協議会は次の事項を協議し、交通安全の推進を図るものとする。

- (1) 交通道德の高揚に関する事
- (2) 交通安全施設の整備に関する事
- (3) 交通取締りの強化に関する事
- (4) その他交通安全の推進に関する事

第3条 協議会は次に挙げる代表者をもって組織する。

- (1) 市および県の関係機関
- (2) 警察署
- (3) 関係団体

第4条 協議会は次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委 員 60名以内
- (4) 幹 事 若干名

2 前項に定める役員のほか、必要があるときには参与及び交通委員を置くことができる。

第5条 会長は、瀬戸市長とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

第6条 委員、幹事及び交通委員は、会長が委嘱する。

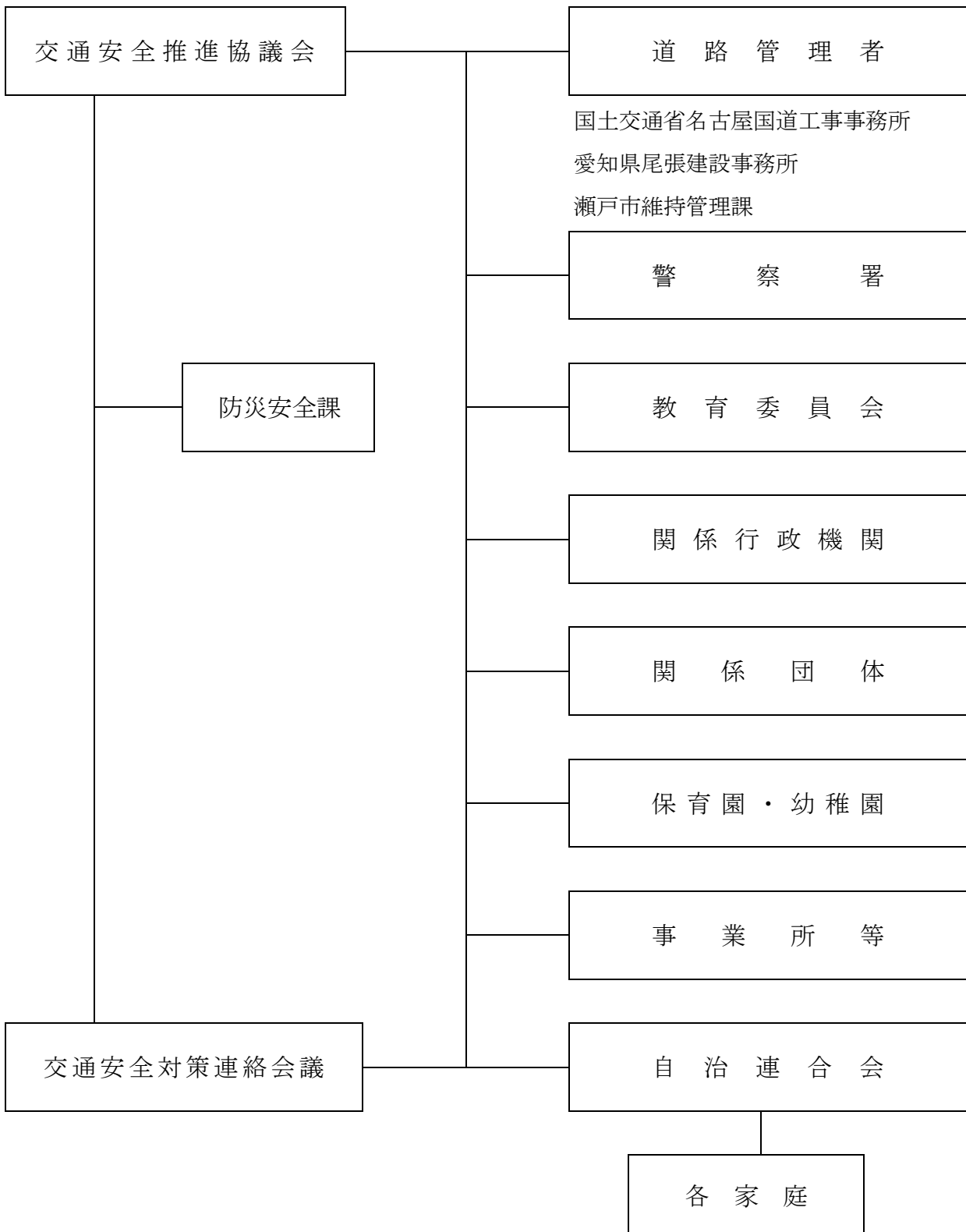
第7条 協議会は、会長が招集し議長になる。

2 会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

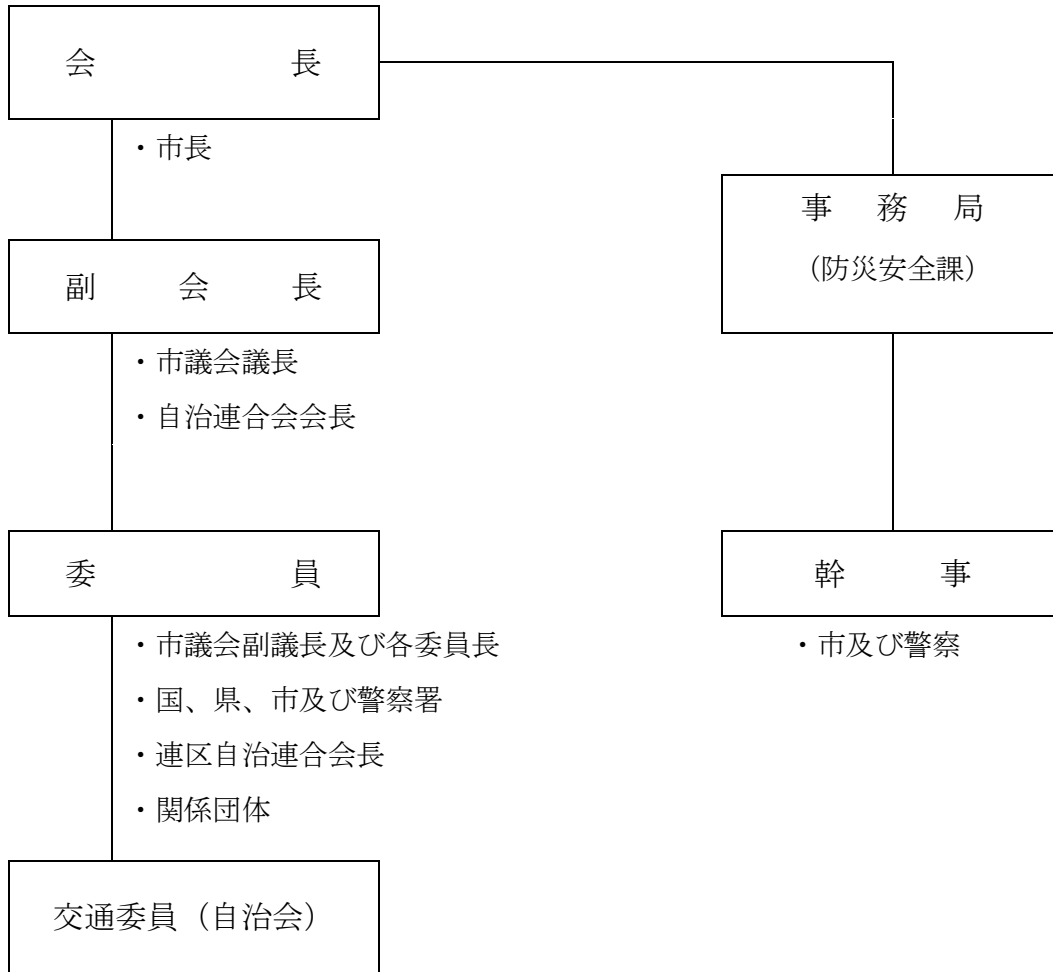
第8条 協議会の庶務は、瀬戸市市長直轄組織防災安全課に事務局を置いて処理する。

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

瀬戸市交通安全推進体制



瀬戸市交通安全推進協議会機構



瀬戸市交通安全推進協議会 委員名簿

役 職	委 員
会 長	瀬戸市長
副 会 長	瀬戸市議会議長
"	瀬戸市自治連合会長
委 員	瀬戸警察署長
"	瀬戸市議会副議長
"	瀬戸市議会総務生活委員長
"	瀬戸市議会厚生文教委員長
"	瀬戸市議会都市活力委員長
"	瀬戸商工会議所会頭
"	国土交通省名古屋国道工事事務所豊田維持出張所長
"	愛知県尾張建設事務所長
"	瀬戸市小中学校PTA連絡協議会長
"	瀬戸市公民館協議会長
"	瀬戸市社会福祉協議会長
"	瀬戸交通安全協会長
"	瀬戸安全運転管理協議会長
"	瀬戸交通安全活動推進委員協議会長
"	道泉連区自治連合会長
"	深川連区自治会長
"	古瀬戸自治連合会長
"	東明連区自治連合会長
"	祖母懐連区自治会長
"	陶原連区自治連合会長
"	效範連区自治協議会長
"	水野連区連合自治会長
"	水南連区自治会長
"	品野連合自治会長
"	長根連区自治協議会長
"	西陵連区連合自治会長
"	八幡台自治会長
"	原山台連合自治会長

役 職	委 員
委 員	萩山台連合自治協議会長
〃	下品野連区自治会長
〃	山口連区自治会長
〃	本地連区自治会長
〃	菱野連区自治会長
〃	新郷連区自治会長
〃	瀬戸自家用自動車組合長
〃	瀬戸市老人クラブ連合会長
〃	瀬戸地区資源安全輸送協議会長
〃	愛知県トラック協会瀬戸旭支部会長
〃	瀬戸女性ドライバー安全運転クラブ会長
〃	瀬戸ライオンズクラブ会長
〃	瀬戸市小中学校校長会長
〃	瀬戸市小中高交通安全指導連絡協議会長
〃	名古屋学院大学事務長
〃	瀬戸市副市長
〃	瀬戸市教育長
〃	瀬戸市企画部長
〃	瀬戸市総務部長
〃	瀬戸市経済文化部長
〃	瀬戸市市民生活部長
〃	瀬戸市健康福祉部長
〃	瀬戸市都市整備部長
〃	瀬戸市消防長
〃	瀬戸市教育部長

役員はそれぞれの職名をもって構成する。

○ 交通安全対策連絡会議要綱

1 会の目的

交通安全対策の推進機関、団体の交互の連絡調整を図り、交通安全対策をより適切に推進することを目的とする。

2 会議の定例日及び方法

会議の開催の日時は毎月10日交通事故死ゼロの日とし、時間は午前10時から11時までとする。

会議は実効性のある自由討議を中心とし、相互の情報交換と連絡を密にするものとする。

3 機関・団体

瀬戸警察署、瀬戸交通安全協会、瀬戸安全運転管理協議会、瀬戸市自治連合会、瀬戸交通安全活動推進委員協議会、瀬戸女性ドライバー安全運転クラブ、瀬戸市防災安全課、維持管理課、学校教育課、こども未来課

交通安全関係団体

名称	交通安全活動の状況
瀬戸交通安全協会	機関、団体の交通安全に関する指導
瀬戸安全運転管理協議会	各事業所における交通安全指導と安全運転管理者の育成指導等
瀬戸市自治連合会交通委員	ゼロの日の街頭活動と地域の安全意識の高揚
瀬戸交通安全活動推進委員協議会	ゼロの日の街頭活動と各種キャンペーンでの交通安全啓発活動
瀬戸女性ドライバー安全運転クラブ	ゼロの日の街頭活動と女性ドライバーの運転技術の向上等

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

○ 交通事故多発非常事態宣言実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市交通安全条例第9条に規定する交通事故多発非常事態宣言の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発令)

第2条 交通事故多発非常事態宣言は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。

- (1) 交通死亡事故者が連続して3人以上発生した場合
- (2) 当該年上半期の交通死亡事故者が前年同期の2倍以上となった場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

(解除)

第3条 交通事故多発非常事態宣言の発令後、交通死亡事故等の防止対策を講じ、交通死亡事故等の発生の懸念がなくなった場合は、速やかに発令を解除するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

令和8年度交通安全運動実施要領

令和8年4月発行

編集発行 瀬戸市交通安全推進協議会
事務局 瀬戸市市長直轄組織防災安全課 内

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1
電話 0561-88-2601